

令和 8 年 度

小 金 井 市

下 水 道 事 業 会 計 予 算

令和8年度小金井市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度小金井市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	1, 133ヘクタール
(2) 年間総処理水量	19, 477, 000立方メートル
(3) 一日平均処理水量	53, 362立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
ア 下水道施設建設事業	209, 000千円
イ 流域下水道建設負担金	90, 374千円
ウ 流域下水道改良負担金	53, 841千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2, 010, 674千円
第1項 営業収益	1, 630, 340千円
第2項 営業外収益	380, 334千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2, 322, 211千円
第1項 営業費用	2, 241, 236千円
第2項 営業外費用	50, 975千円
第3項 予備費	30, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額250, 912千円は、過年度分損益勘定留保資金67, 861千円、当年度分損益勘定留保資金183, 051千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	228, 384千円
第1項 企業債	202, 000千円
第2項 国庫補助金	24, 500千円
第3項 都補助金	1, 225千円
第4項 他会計負担金	659千円

支 出

第1款 資本的支出	479,296千円
第1項 建設改良費	393,256千円
第2項 企業債償還金	76,040千円
第3項 予備費	10,000千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
公営企業会計運用支援委託料	令和8年度から 令和9年度まで	2,200

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	備考
公共下水道 事 業	70,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	借入れのときから据 置期間を含み、40年 以内に償還する。 ただし、財政その他 の都合により据置期間 及び償還年限を短縮 し、もしくは繰上償還 をし、又は低利債に借 換えすることができる。	借 入 年 度 令 和 8 年 度 ただし、事業の 進捗又はその他の 都合により、起債 額 の 全 部 又 は 一部を翌年度に繰 り越して借り入れ ることができる。
流域下水道 事 業	132,000				
合 計	202,000				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

110,812千円

令和8年2月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨